

処理施設へ直接搬入する場合

案内図等

処理料金(全施設共通)

10kgまで100円となります。
それを超え10kg増すごとに
100円加算されます。

連絡先一覧

燃やせないごみ 不燃性粗大ごみはこちら

●大崎広域リサイクルセンター

大崎市古川桜ノ目字新高谷地317
(TEL28-1756)

受付/月～金曜日

時間/ 8:30～12:00
13:00～16:30

※時間に余裕をもって搬入ください。
※年末年始及び祝祭日の搬入については、
上記までご確認ください。

燃やせるごみ 可燃性粗大ごみはこちら

●大崎広域玉造クリーンセンター

大崎市岩出山池月字小黒崎前70
※資源ごみの一部と雑物も搬入できます。
詳細については、お問い合わせください。
(TEL78-2166)

●大崎広域中央クリーンセンター

大崎市古川桜ノ目字新高谷地347
(TEL28-2386)

●大崎広域東部クリーンセンター

遠田郡涌谷町字関谷沖名291-1
(TEL43-2597)

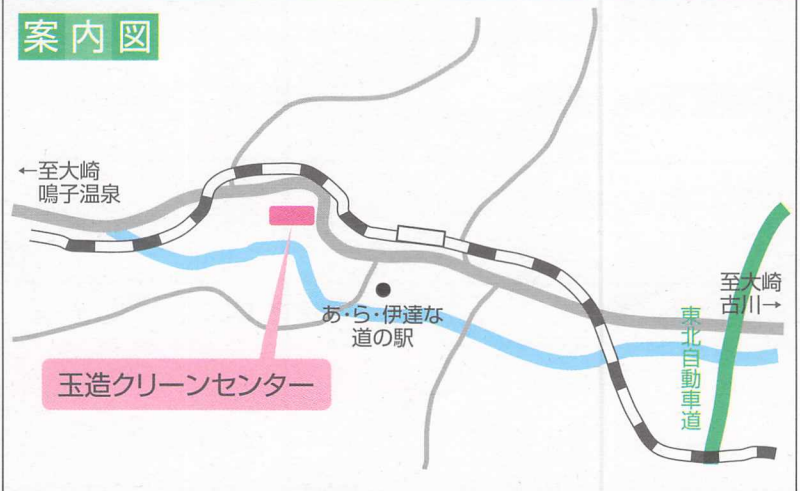
受付/月～金曜日

時間/ 8:30～12:00
13:00～16:30

※時間に余裕をもって搬入ください。
※年末年始及び祝祭日の搬入については、
上記各施設までご確認ください。

大崎広域玉造クリーンセンター

案内図



大崎広域中央クリーンセンター・リサイクルセンター

案内図



大崎広域東部クリーンセンター

案内図



火災ごみ等について

火災ごみは、消火48時間経過後、各処理施設へ直接搬入となります。減免を申し込まれる方はお住まいの各市・町にご相談ください。減免申請書（原本）と消防署で発行するり災証明書（写し）があれば処理手数料を減免いたします。ただし、可燃物と不燃物を分けて、可燃物は最寄りのクリーンセンターへ、不燃物はリサイクルセンターへ搬入となります。

一日に搬入できる可燃物等は、施設の処理機能とごみの質・量により搬入制限をいたします。また、可燃物の大きさは長さ150cm以内（柱・廃材等については、直径15cm以内）のものとなります。なお、焼却灰やブロック・コンクリート類は一切搬入することはできませんので、**必ず搬入される処理施設に事前にお問い合わせください。**

◇臨時的に発生する大量の草、庭木等の直接搬入について

臨時的に発生する大量の草、庭木・竹・木の枝（60cm以内、直径15cm以内）や畳（1日10枚まで）など、直接施設に搬入されるごみにつきましても搬入制限がありますので、火災ごみと同様に**必ず搬入される処理施設に事前にお問い合わせください。**

※各処理施設の連絡先は37ページに記載しております。

小動物（ペット）の死体の処理について

小動物（ペット）の死体を処理する場合は、施設に直接搬入となります。

施設名	内 容	処理手数料
玉造クリーンセンター 東部クリーンセンター	ビニール袋に入れ、段ボール箱に入れ、更にガムテープ等で封をして搬入してください。 専用動物焼却炉はありません。	1体につき1,000円
中央クリーンセンター	ビニール袋に入れ、段ボール箱に入れて搬入してください。 専用動物焼却炉にて焼却となります。	1体につき2,000円

※関係市町以外の小動物の焼却については、4,000円となります。

施設名	内 容	処理手数料
加美斎場	タオルに包んで搬入してください。 お骨を入れる容器を持参してください。	1体につき7,000円

※関係市町以外の小動物については、1体につき10,000円となります。

加美斎場では、専用動物焼却炉で火葬いたします。火葬後は拾骨をしていただきお持ち帰りとなります。加美斎場を利用する際は、事前に予約が必要となります。（加美斎場 63-5742）

事業系のごみについて

会社・工場・商店、農業関係等・飲食店・病院等、事業系一般廃棄物は、**集積所に出せません。**各処理施設に直接搬入するか、許可業者に依頼してください。

ごみの減量化やごみの分別をすると、良いことばかりです!!

住民の皆さんへのお願い

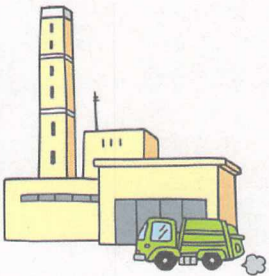


各家庭から排出されるごみの量を減らすこと

各家庭排出されるごみの分別(リサイクル)を徹底すること



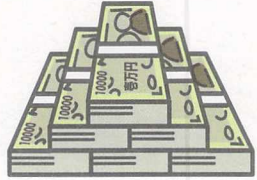
地球温暖化の防止



処理施設の延命化



リサイクルの再商品化



税金の節約

上記のことは、ほんの一例です。身近なところからごみの減量化をお願いします。

平成21年4月
大崎地域広域行政事務組合
色麻町・加美町・涌谷町・美里町編